

昭和五一年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所＝社会通信社

発行人＝滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替＝東京0-58431

労金＝東京労金本店No.50234

購読料＝月額300円 6カ月前納制

〈もくじ〉

三 池 調 争 と 女 性

向坂逸郎 2

八一春闘、一〇一億損賠をどうたたかうか 岩井 章 4

反撃の条件

■全過の同志諸君に寄す■

階級的労働運動の思想を全面に 10

主体的な闘争、組織づくりが左派の課題 18

賃金アンケート調査は大きな成果 22

－総評中央賃金討論集会報告上－

賃 代 改 定 の お ね が い 24

増刷出来！

階級的労働運動への道

－七〇年代労働運動の総括と八〇年代労働運動への提言－

岩井章・灰原茂雄編著

定価1200円（郵送料250円）B6判

旬刊社会通信

NO.112

一九八一年一・二一日

(毎月一日、二日、二二日三回発行)

三 池闘争と女性

向坂 逸郎

一

私は大牟田という所に生まれた。その当時のこの地の人口は約二万人しかなかつた。私は小学校の初年級位の時、今日もなお忘れえず私に焼きついているものに、なわにつながれた囚人の姿がある。彼等は赤い着物をさせられていた。そして朝早く炭鑛で石炭を掘り、夕方はまたなわにつながれて、ぞろぞろと「集治監」に引かれていた。後できいた所によると、この人々は重罪犯人であつたという。そしてこの犯人は大牟田の「集治監」にながれている全犯人の五〇%以上を占めていたと、ものの本にある。日本資本主義も、この人々の労働にもよつて成長した。そして、これをひきつれて毎日監督した人に（看守）も薄い穴の中で生活するわけであるから、やはりずいぶんつらいものであつたであろう。こういう人々の血と涙で日本資本主義は成長したわけであることを思わなければならぬ。

三井三池炭鑛はこうして大きくなつていった。

私の少年時代の大牟田はなんとなしに陰惨な所であった。三井の炭鑛労働者の喧嘩をよく見た。それから近所の小山に穴を廣く掘つて、その中に四、五人車座になって、博打をうつている労働者をよく見た。私はこの小山にしばしば目白を取りに行つたが、このこわそうな人々を見ると、逃げ帰つた。

小学校は女子学校が一つ、男子学校が一つあつた。「男女七歳にして席を同じくせす」というわけでもあるまいが、学校も男女別になつていた。この外に高等小学校が一つあつた。男女はやはり校内別々に遊び、別々に勉強させられた。この三つが全部四年制であった。高等女学校、中学校はこの町にはなかつた。それらの学校に行く者は全部他の都市に行かなければならなかつた。

有名な三池炭鑛は徳川時代の末期から大牟田を中心としてあつた。それはいわゆる三池炭鑛といって、後で三井一家のものになり、その利潤で三井は富んだ。いまは海の底を掘つてますます富んでいる。私が中学生の頃には五万ぐらいになつて市になつた。大牟田はその後「三井さん」のおかげで富んで行つた。今は人口一八万位にふくれ上つてゐる。

二

ところが炭鑛が大きくなると、労働者がふえる。ほかの工場も増加して、ここにも労働者がふえる。ことに三池炭鑛だけで、労働者は第一次世界大戦と第二次大戦とで四万人位にふえた。そして人々の知識が高くなつた。もう博打と喧嘩とに日がくれることもな

くなつた。

三池労働者は第二次大戦後は日本で最も知識の高い、それにも増して労働者運動を推進する闘争的な人々からなるにいたつた。

五島頼子という三池炭礪の女性労働者がいる。この人はいまは築紫野市の市会議員である。三池労働者であつたときは三池主婦会の会長でもあつた。先日私の家を訪ねてくれた。さすが年がいつてゐるというほどではないが、まだこれからという相変らず活動家である。

この人が三池闘争のとき、時の総理大臣某氏と飛行機で一緒になつた。そこですぐ会見を申し込んだ。身をもつて迫つて、いくど会見をお願いします、三池労働者ですがちょっといいから、私の話を聞いてください。と願つても秘書がこれをさえぎつて私がおききして後で大臣にお話しますといつて、彼女をあわせなかつた。礼を厚くして願いでても、秘書にさえぎられて会うことはできなかつたと、あとでこのことをきいた。この「封建的」にすぎるとと思われる彼女のこの勇気がどこからでてくるかと思うだろう。三池労働組合、三池主婦会というものは、私の見るところでは、全くおとなしい人々である。例え、彼女が私の家にとまつたことがある。夕方になつて風呂にはいるだんになると彼女の封建性が發揮される。私が彼女に風呂にはいるよういう。彼女は私がさきにはいれという。私は、私の家では湯にはいる順序などはなく、私はねる前にはいるから結局は最後に近くなる。君は先にはいるように僕がいつてゐるのだから、すぐはいつてくれ、という。それでも彼女は先生のさきにはいるわけにはいかぬという。だれがさきにはいるか、ゆずりあいが幾度があつてようやく彼女がはいることになる。

今度はめしを食うことになつた。彼女の令息が近くに住んでいるから夕食はいらぬといふが、私はその時外出していく、ぜひ会つて行きたいので、待つてもらつていておそくなつてしまつた。私が帰つてきたから夕食をともにして、と妻と一緒にいうが、彼女は頑としてきかない。この日もやつと彼女に食事してもらい、ゆっくり久しぶりの話を聞いて帰つてもらつた。

彼女に湯にはいつてもらつたり、食事をしていつてもらつたりすることは、私の家では困難中の困難なことにしてゐる。それが彼女のことわり方は少しも相手に不愉快な感じをあたえないから、ことはますます難事となる。

しかし、彼女が市会議員に始めて当選した時もこのでんである。彼女はまだ若い時病氣で、ある病院に入院した。彼女の工合を心配して見舞にくる。花や果物やお菓子をもつてくる。彼女はこれを看護婦さんや同室の人やに全部をあげる。

彼女はその内に退院した。さらにその後いく年かして市会議員に立候補した。彼女は見事に当選した。今日まで当選しつづけている。三池闘争が彼女らに愉快な心の持ち方をのみ残したらしく。三池闘争は女性にもこのように訓えた。このようにきたえ上げた。

八一春闘、二〇二億損賠をどう闘うか

岩井 章

一、敵はどう動いているか

独占は史上空前の利益をあげつつ軍事大国路線をひた走りに走っている。もちろん高利潤も軍事大国路線も一皮めくれば矛盾だらけであるのはいうまでもない。独占資本の高利益は徹底的な現場労働者の搾取、強圧の上に乗つてゐる限りいつなんどきひつくりかえるかわからない。

今のところは労資一体で抑えているようにみえるが、企業忠誠心がそう長く続くかどうか。企業より人間性尊重の徴候は随所にあらわれはじめている。昇進昇格昇給を餉にして企業忠誠心を押しつけてはいるが、そのもとになつて年功序列賃金、生涯雇用が徐々に変質の兆をみせはじめている。寿命の伸びは定年も必然的に延長させる。そうなると当然、年功序列賃金のカーブはかなり低くなっていく。また、中高年になればカーブは下っていく。だから四〇歳、あるいは四五歳で転職する。そんなケースが増えている。もちろんまだ多いとは言えない。だが一方では忠誠心より自己を主張する権利意識はいつまでも抑えられるものではない。

既にアメリカのプライムレートが二十一%だという史上空前の高さにまでもつていて、インフレを抑えようとしている。だが一方では失業率は八九%とも伝えられている。この傾向は世界資本主義のほとんどに共通したstagflationである。日本だけがいつまでも例外であり続けることは不可能だろう。だから敵は必死になつて賃金を抑え、合理化人減しをやってくる。

一方軍事大国路線は軍事力の増強、兵器産業の拡大、核保有、徵兵制度実施、憲法改悪などとめどもなく右寄り攻勢を強めている。マスコミなどでもものはやそれを異を唱える論調を全く取りあげない。

だがここでも重大な矛盾をもつてゐる。軍事力を増強すれば当然経費が増大するし、財政力が弱いなかでそれをやろうとする以上、当然大衆増税、公共料金値上げ（すでに自民党は酒、電気製品など物品税を中心に一兆四千億円の増税案を決めていた）と福祉切り捨て政策をとらざるを得なくなる。すでに失対事業の六五歳切り捨て、教科書有料化などに示されている。一方で徹底的な低賃金、労働密度強化、一方で大幅な物価値上げと増税、これが八一春闘をとりまく生活の実態だ。これでも「中」などと資本、マスコミなどの宣伝にだまされ続けるのだろうか。

二、どう闘うか

前述したように独占資本がかかえている矛盾、弱い環に反撃できるかどうかは労働者、労働組合の団結と攻撃力、勤労諸団体との連帯団結、社会主義、革新政治勢力の総結集、統一の三本柱の闘いにかかっているのである。

労働組合だけで、それも幹部だけでうまいことやろうという小手先の戦術だけがここ数年やつてきたことである。だが、組織労働者だけでなく（もちろん労働者の闘いが軸であることは当然であるが）総ての勤労者、関連・未組織パートナー、内職者、農漁民、身障者、患者団体、部落解放組織などすべての勤労者との連帯を生みだすことが極めて重要だ。そしてそれを政治的に代表する社会党はじめその他の革新政党の統一、つまり独占に反対し闘う力の総てを動員する戦略で、敵を包囲していくことが今日もつとも強調されねばならないことである。

この戦略にたつてまず労働組合の闘争を考えてみよう。独占はともかく労働組合のすべて、少なくとも大手組合の大半を取り込んでしまいたい。すでに民間大手の大半は手中に握ったと思っているだろう。そこで今総力をあげて国労・労働に二〇二億円の賠償と七万四千人合理化攻撃を集中しているのである。

二〇二億という金が欲しいから攻撃しているのではない。国労・労働を平和協定路線に乗せたいのである。また全日自労には失対事業打ち切りの攻撃が加えられている。これも同じ意味をもつ。統一労組懇の有力組合をつぶすことで統一労組懇全体を弱めたい。

そこでこの春闘ではこの三者共闘が中核となつてすべての戦闘力をもつて総結集することが必要だ。すでにその準備は着々進められている。それは私がかねてから提唱してきた左派大結集の第一歩である。

ただ唱えるだけでは不充分であるのはいうまでもない。春闘の中核としての役割を果たす為に行動を強めねばならない。

まず、二〇二億円と国鉄再建法つまり七万人大余の大合理化に対し文字通り全組合員の意志を統一することだ。一部にいわれているような「労資休戦協定、現場協議制廃止」といった裏取り引きは絶対やらないことである。

すでに全専従者会議とか全分会長会議などの議論を通してそれに賛成する者は皆無である。国鉄総裁に賠償訴訟の取り下げを求めるといつてもとても取り下げるわけはない。何故ならばこの賠償攻撃は国鉄がやっているのではなく、独占資本それ自体、自民党それ自体が指揮している攻撃であることをしつかりみすえなければならない。

国労・労働を骨抜きにするための攻撃なのだ。結局闘いは全員抵抗、総抵抗以外にはない。抵抗の手段はさまざまだろう。順法、業務切り捨て、二六破棄、などなど。要はこの攻撃の本質を現場労働者一人一人が見抜いて抵抗できるようキメ細かな討論をくりかえすことである。一番悪い闘い方は、例えば春闘の中で二日くらいのストライキを構えて「やつたが駄目でした」という言い訳的な短期闘争は絶対やつてはならないことである。マル生闘争のようにいつ果てるともしれない合法、非合法スレスレの抵抗を長期的に闘うことである。

裁判の判断は八一年秋からには八二年に伸びることだってありうるのである。そして仮にその判決が組合に不利なものであつたからといってどうということはない。まだまださまざまな形で抵抗できる。月給を差し押えることはできない。国労会館の差し押さえくらい少しもおそれることはない。居住権が優先するのは当然である。要はこのような長期的抵抗闘争の中で当然職場の労資関係は激しく対立する。彼らがねらっている再建法も事实上不可能となつてくる。そこまで闘い抜いてはじめて判断を下せばよいのだ。

闘わざして休戦協定など結べばもう国労はもちろん日本の労働組合は総崩れとなるだろう。八一春闘はそのような組織の命運をかけた情勢を背景にして闘われる所以である。すべての活動家、すべての組合員が今こそ肚をきめて取りくまねばならない時である。

(一九八〇・十二・一〇)

国際労働運動研究会主催

「八一春闘学習討論会」の案内

岩井章氏の主催する国際労働運動研究協会は創立十周年を記念して、「八一春闘学習討論会」を開く。八一春闘をめぐる情勢と課題（内山光雄）、労働戦線統一をめぐる歴史的総括と現状（篠藤光行）、日本社会党的基本路線と統一戦線の課題（高沢寅男）、階級的労働運動の課題（岩井章）、パネルディスカッション（上記四氏）。参加希望者は国際労働運動研究事務局、電話（03）281の1183まで連絡されたい。

「反撃の条件」について

小さな火を階級闘争の炎に

いわゆる「八〇年代」も一年目をむかえて、われわれをめぐる階級情勢はますます激化しつつあるが、ここから壮大な階級闘争の炎を展望し、「反撃」の条件づくりに全力をあげなければならぬ、とだれもが決意し考えはじめていることは事実である。

しかし、情勢はきびしく、そのため「冬の時代だから」という前向きでない風潮も意外と根強いこと、残念ながらこれもまた事実なのである。

したがつて、新年に際しわれわれはあれこれの戦術的な思考だけにとらわれることなく、より「原則」的な認識に立ち帰り決意を固める必要がある、と思う。

この意味で、ちょうど二〇周年をむかえた「安保・三池」のたたかいを、日本における階級闘争の巨大な炎として見直すことが各所でおこなわれているようである。

たまたま「三池闘争二十周年記念集会」が、現地三池で約千五百人の結集をえて開催された（八〇年一二月七日）が、「三池の労働者と家族に大きな影響を与えた向坂逸郎氏は……」（朝日、一二月八日）、「闘争の精神的支柱といわれた向坂逸郎氏は……」（西日本、一二月八日）などと書かれた向坂先生のメッセージ「三池闘争二十周年にあたり三池労働者に寄す」を紹介したい。

「三池闘争はまことにいろいろのことをわれわれに教えてました。われわれの学習は、必ず闘いに転化するということあります。私はこの意味で『学ぶことは闘いである』とよく書きます。これは三池闘争が私に教えたものです。私は三池で学習をつづけました。

私は一人の三池労働者を三池闘争のずっと前から知っていたのです。彼とは終戦直後三池町でわれわれがやつた講演会で知り会つたのです。当時は終戦直後のことで本が非常に不足していました。われわれは本を出し合つて貸本屋をはじめました。彼は会社から帰ると、その本を貸出す事務を実によく運びました。貸本屋を事務的にやることは一見闘争とは何の関係もないようです。ところが三池町の小さな貸本屋の少い本はよく出ました。この貸本屋が三池闘争の発条になつたのです。この小さな貸本屋が三池の労働者の読書会に発展しました。

……三池労働者二〇人くらいの読書会に発展したのです。はじめ、それは別に闘いの本を読むということではなく、いろいろの本を読む会でしたが、それは次第に直接闘いの本を読むように進みました。その二〇人ばかりが労働組合の中心人物になりました。それをつづけているうちにあの歴史的な三池闘争が起つたのです。これは勿論三井三池の独占資本に責任があります。火のないところに闘争の起りようはありません。労働者が抑圧されないとそこに戦が爆発するわけはありません。はじめは小さい火ですが、その矛盾のないところに争議が起る筈はありません。だから資本主義がある限り、独占資本の構造的矛盾がある限り、労働者の闘いはあります。三池闘争はこのようにして起りました。この矛盾がある限り再び三池闘争が起ります。人が悪いのではなく、資本主義の構造が人間を無視す

ることに走らざるを得ないのが悪いのです。

三池闘争二〇周年にあたり、三池労働組合ならびに三池主婦会のいよいよ発展されんことを祈ります。一九八〇年一二月七日」。

このメッセージをマスコミは「三池ではじめた学習会が、やがて三池闘争に発展した」と報道していたが、われわれは「はじめは小さな火たが、独占資本の構造的矛盾がある限り、再び三池闘争が起る」という確信を、一人ひとりが不動の構えで堅持し実践しているかどうかを点検しなければならない。もちろん、本誌でもあくことなく追求されているように、それはけつして今や「小さな火」ではないし、また「再び起る三池闘争」というものが二〇年前の統一闘争をはるかにこえた巨大な階級闘争を意味し、それを指向していることはいうまでもない。

なぜなら、二〇年前は二つの「拠点」闘争としての「安保」と「三池」だつたが、いまや「憲法改悪」を頂点とする広範な政治反動と全産業にわたる「減量合理化」との全面的対決であり、われわれとしてのかつてない全面戦争であることは説明を要しないところだからである。

反撃の条件は何か

まず第一に、やはりそれはいわゆる「窮乏化法則」についてのわれわれの正しい理解でありゆるぎない確信でなければならない（この意味で本誌第一一〇号『マルクスと「窮乏化」作用の法則』をぜひ参照されたい）。

お互に何度もくり返して引用しているが、「資本主義的蓄積の一般的法則」（マルクス『資本論』第一巻第二三章所収）は「……この転形過程のあらゆる利益を横領し独占する大資本家の数の不斷の減少とともに、窮乏、抑圧、隸従、墮落、搾取の度が増大するのであるが、また、たえず膨張しつつ資本主義的過程そのものの機構によつて訓練され結集され組織される労働者階級の反抗も、増大する。資本独占はそれとともに、かつそのもとで開花した生産様式の桎梏となる。生産手段の集中と労働の社会化とは、それらの資本主義的外被とは調和しえなくなる一点に到達する。外被は爆破される。資本主義的私有の最初の鐘が鳴る。収奪者が収奪される」となつてゐる。

ところが、これほど明確に事実を示しているのにもかかわらず、すでにしばしば批判されているように、いわゆる「学者報告」のメンバーは①「社会主義を資本と結びつける発想、これももう古いです。一九世紀の資本主義の状況なら、それにも根拠があつた。だが二〇世紀に入つて資本主義が大きく変容したことは無視できません」と述べ、いわゆる「現代資本主義論」なるものをとくとくと弁じたてて、いま「窮乏化」はないとし②「中流意識が生まれる物質的な根拠が、六〇年代なかばからでてきているのも否定できません。ひとつは、賃金が名目・実質とも上昇し、所得の向上と平準化があつた。安保闘争の前後から国民皆保険、皆年金の日本型福祉体系が作られ、さらに三池闘争以後、指名解雇がぼくななり、終身雇用制も確立された」として、いわゆる「黄金の六〇年」説を強調「中流意識論」を評価し③はげしい搾取と収奪を眼の前にしながら「階級闘争」を否定し「ア

「ロレタリア独裁」をナンセンスだ、としている（例として朝日、一〇月二九日および一〇月一九日などを参照されたい）。

おどろくべきことだし、まつたく信じられないのだが、資本主義が搾取を拡大するためには、「窮乏・抑圧・隸従・墮落」を強制しているのであって、貧乏も当然窮乏のなかにはいるとしても、「貧乏の度合い」だけをマルクスは問題にしていないことを、なぜわが学者グループはしらをきつて無視するのだろうか。そして「窮乏・抑圧・隸従・墮落と搾取の拡大」が「資本主義的合理化」としてまさに職場の実態であり、労働者階級の実感そのものとなつてゐるのである。

いっぽう、われわれの側の混迷や動搖の原因は、この「窮乏化法則」を理解せず、したがつて実践もしていないところにある。すなわち、ここに示されているように「訓練」も「結集」も「組織」もされていない、そういう運動がない、だから「反抗」の増大もおこらないことになつてしまふのである。

「訓練」とは、何よりもまず職場の日常活動を実践することであり、いのちと権利のたたかいを職場から推進すること。「結集」とは、企業別組織のワクを「えて内外で交流を積極化することであり、統一行動を組み上げること。「組織する」ということは、「五人組」の構築もあるが、反合理化統一闘争を組み上げ、社会主義政党（日本社会党）の強化を頂点とする労働者階級としての政治闘争に全力をあげることのはずである。

そして、資本主義機構のもとでのひどい搾取に苦しむなかで、訓練し結集し組織されて強力になった労働者階級が中心となり、党を先頭にした反独占・政治的統一戦線を構築しついには独善的で不合理きわまる資本主義体制そのものを打倒するに至る、すなわち「資本主義的私有の最期を告げる鐘が鳴る。収奪される」ところまで追いつめなければならない。

このようにみてくると、当面するわれわれの「反撃の条件」づくりは、本誌でも追求しづけている日本社会党の「道」をめぐる論争（社会主義論争）を最大限に重視すること、そしてその際のわれわれの構えは生活と労働の「実態」をふまえた生々しい階級闘争の実践をつうじた討論参加でなければならないということである。

われわれは日本社会党の動搖（右傾化）を、今こそ断固おしとどめるために全力をあげる。

克服すべき課題について

ところで日本社会党にみられる動搖（右傾化）がふかく労働運動の動搖（右傾化）に根ざしていることは、周知のことである。

そして、われわれの反抗を強化するためには、耐えがたく懲りを増す階級闘争の過程で労働者階級が粘り強く「訓練され結集され、組織され」なければならぬことも、すでに述べた。

たしかに、いまは「先進的」な部隊も多くはなつてきたが、全体として見る限り立ちおくれは相当なものであり、その改革がなによりもさきに着手されなければならないのである。この全体的な立ちおくれを、たとえば「中流意識」や「価値感の多様化」などといい

くるめて、階級闘争から逃避した「参加・介入論」を強弁しているのが「右派」であり「経済整合性派」なのだから、運動の改革はまさに緊急な課題となつてゐる。

社会党員や同盟員など活動家一人ひとりが、まず自分自身の運動にたいする再点検・総括をおこない、縦密な組織点検が実施できるように努力しなければならない、と思う。

しかしながらそこを追求してゐる活動家たちと既存指導部とのあつれきはどこでも問題となつてゐるので、そういう内部のカベの克服がむしろ「先決」となつてゐる実状をどう打開するかが大きな問題である。いうまでもなく、これは『道』をめぐる論争とふかく結びついた思想的・理論的な討論もあるからだ。

たとえば、国鉄当局による「二〇二億円損賠請求」攻撃を、国労・動労だけの問題として放置し傍観するなどは許されないので、事態はまだその辺にとどまつてゐる。そこにも他組織をふくむ活動家たちの階級的任務があることはいうまでもないが、かんたんに統一闘争が組み上げられるはしない。

それどころか、国労内部でも「当局をして損賠訴訟を取り下げる」ことを第一義的なものとし、「組織を守るには多少の犠牲を払つてでも、それが最良の方法だ」(本誌第一〇号、資料「国労の路線が変つたか?」を参照されたい)とする指導に現場から猛反発がおきているのである。

また、周知のように全通の場合も「組織を守り、その拡大をはかる」ことを第一義とした收拾がはかられてゐるのであり、問題は「反動的指導」などの非難やレッテル貼りや、「冷笑」的態度を指導部に向けることで解決されはしないのである。われわれが当面する困難を開拓し、運動上の成果をあげるためにには、まさに「階級的労働運動」を路線として定着させる他に道はないのである。われわれはここに力点を置き、全力投入で前進をかちとろう。

(M)

(二十一頁からつづく)

揚にはなつていなかが、その条件は成熟してゐる。たたかいの拡がりと同時に、思想的な強化をはかつてゆくことが、社会党内の論争に密接な関連をもつ。というのは、「参加と介入」路線の誤りは、反合理化闘争のなかでくり返し証明されてゐるし、南朝鮮における民主化闘争の前進のために、日朝両国の労働者、労働大衆の反帝統一闘争が、強力に推進されなければならないからである。現実の階級闘争の発展が、社会民主主義路線を破綻へと追い込んでゆくのである。

第三に、党组建設、「新報」拡大を全国的に成功させてゆくことである。その基盤は社青同、労大など運動、青年共闘の成長によつて大きくなる。現在はまだ全体としては労働運動の停滞期を脱していなかから、飛躍的な拡大というほはむずかしい。しかし、粘り強い學習、世話役活動、職場抵抗闘争の組織化、等々をつうじて、仲間たちの積極性をひきだし、拡大につなげることはどこでも可能である。そういう努力はこれまでも全国でおこなわれてゐるが、その成果をさらにつなげてゆけば、組織的な前進はできる。その前進の息吹きが、味方のなかに自信を強め、右傾化を阻止する「勢い」をつける。はじめはごく小さくとも、その芽を育て、結びつけてゆくことが社会主義の実践なのである。当面の論争、諸行動をにいつつ、党组建設をすすめよう。

■全通の同志諸君に寄す ■

階級的労働運動の思想を前面に

いま全通はひじょうに危険な右傾化の流れのなかで、百年の大計を誤つてはならない「特別昇給制度」の導入に直面している。

八〇秋期年末闘争は、事後対処方式とか、団交重視とかいゝながら従来の行きかたを大きく変貌させ、「モノ」がとれた、と中央本部は自賛した。事実一定の経済要求は前進したし、地方の交渉も支部段階でもそれなりに成果をあげたかにみえることは否定しない。

とはいゝ、全通のほとんどすべての労働者は、二年前のあの反マル生闘争から現在の「様變り」に驚き、かつ戸惑っているのではないか。

多少のことには目をつむつて、とにかく「モノ」をとり、「要求が解決した」という実績をつくり、「勝ちぐせ」をつけて、念願の組織拡大に邁進しようというのが、中央・地方幹部のいつわらざる心境かもしれない。

このことに異を唱えても実情がそうであればいたしかたのないことである。

このようにあたかも必然的動向にみえることや、あるいは「組織拡大」はいまの全通にとって至上命題だ、といわれればいわれるほどこれらにたいする「批判」は沈みがちである。しかし、この間の情勢のあまりにも激しい動きやいま全通のかかえた重大な課題——特昇制度の導入にどう対応するか、また、全通の基本路線転換のきざしにどう対決するか——にたいしてあえて卒直に問題を提起しなければならない。

「全通はたたかいを忘れたのか！」と先輩の叱責がきこえるからである。
同時に、組織の内部やわれわれの周辺にシラケムードやあきらめムードも決してなくはないからである。

われわれはこの際、「ものわかりのよい態度」に訣別し階級労働運動の思想性をいまこそ前面に出さなければ、と考えるのである。

一、全通運動の現状について

① 八〇秋期年末闘争について

第七六回中央委員会は八〇年十月三〇～三一日に開かれたが、この中央委員会における書記長答弁では、「十一月中に年末諸要求が解決しなければ一〇・二八確認は御破算だ」と喝破した。

十二月一日付電話情報第一九一号によると、東京西北の石神井支部など全国で四支部だけが十一月中に三六締結に至らないからといって「しかるべき措置をとる考え方である」と全通本部が恫喝した。

そもそも第七六回中央委員会の方針「秋年闘争を開くにあたつての基本構想」の項をみると、「……いうまでもないことですが労働組合の運動のすめかたはたたかいがあつて要求が起るのではなく、要求があつて交渉があり、交渉が決裂した場合にははじめて具体的戦術行使をおこなうのが本来の道筋です」というくだりがあるが、果たしてそうだろうか。

この論理はいわば事後対処方式といわれるもので、事後対処方式自体が「闘争回避のまやかし論」であることは一般的な活動家なら誰でも知っていることと思う。

われわれの論理からするならば、職場の日常的なたたかいのなかから「要求」が提起され、その要求実現のため労働者の團結力や闘争力を背景として団体交渉がもたれる、と理解する。要求が実現せず交渉がゆきづまるならば戦術行使をともないながらなお交渉による解決をめざし、最終判断をする。

これが今まで全通が永年にわたってとり続けてきた方針である。

「交渉もたたかいである。実力行使の背景のない交渉はたんなる陳情にすぎない」ことは組合運動のイロハなのである。

十一月十五日付の全通新聞は遞送部門（日通）を中心としてのスト一票投票の批准率が掲載されていることは皮肉なことである。その日通部門（約六千名の組合員）は十一月下旬の交渉の大詰めで一定の戦術を背景として会社側に迫つたのである。

これが本来の道筋なのである。

なぜ全通本部はまやかしの論理をいま持ち出してきたのか。

それは闘争をサボリ、闘争を意識的に回避しよう、とする意図以外にないことは自明である。

『公企労レポート』第一七五八号、十一月五日付三頁下段によれば、本部書記長の談話として「今年はとにかく話しあっていき話し合い解决しよう——双方のお互いの決断じやないか、それは。そのうえでもし組合が戦術設定なしでこんなに誠心誠意やつたにもかかわらず郵政省はこの程度かということになれば——たしかに戦術行使には入らないでしょう——入れないですよ、準備が何もないから入らないでしようけれども……」と述べられており、八〇年の年末は最初から闘争を放棄していたことを認めているのである。

中央委員会の方針にあるとおり「交渉が決裂」したとき戦術行使するんだ、といいながら本部の書記長がいうように実際は準備不足で戦術行使には入れなかつたのである。

「闘争態勢」を放棄し、そのことによつて一時的に郵政省からなにがしかの要求が実現したとしても、それによつてもつと大きなものを失うことを考えるべきである。

いわんや、それが本来の道筋だ、というにいたつては路線上の課題として決して見逃すことはできないことである。

加えて今年の年末の経済要求の前進にケチをつけるつもりはないが、そんなにとびきり良いものがとれたわけではないことを知るべきだ。

級別定数にしても諸手当にかんしてここ二三年はともかく過去において労変闘争の渦中でこの程度のものは獲得した実績がある。

スジものの要求はタナ上げ自歎して経済要求にしばり、しかも闘争態勢の準備をおこなわずに丸腰でのぞみ、なにがしかのものがとれたからといって喜ぶのは早計である。

郵政省は郵政労使はじまつて以来の画期的な年末交渉だととか、心を許しあつた充実した年末であつたとか、感想をいふてはいるという。全通本部はまた「この経験というものはこれから交渉のたてかた、戦術のたて方のうえに重要な意味をもつ」（前掲『公企労レポート』四頁上段）と総括している。

われわれはこうした八〇年の秋期年末闘争の行きかたに限りなく疑問と不満をもつもので、あり、労働組合の組織と運動の武器である「闘争力」「闘争態勢」はいかなる場合でも堅持すべきと考える。

② 一〇・二八確認について

八〇年の年末にたまたま闘争戦術の行使がなかつたからといって、それだけで騒ぎたることでもなからうと思うが、一〇・二八確認と全通の基本路線とのかかわりでみると、なしくずし路線転換のきざしがみえるので看過できない。

この二～三年をふりかえつてみると、一九七八年の反マル生の越年闘争以降――

七九年春闘では刑事弾圧よりもまず組織拡大をしてストは短時分にとどめた。

七九年末では局面打開としていわゆる一〇・二八確認となつた十月二二日の早期妥結であつた。もちろん年末闘争はない。

八〇春闘では短時分ストさえ見合わせる意見が多く、スト一票投票も必要ないとの声も出された。

五五・三、五五・一〇郵便輸送の反合理化闘争に際してついに実力行使・抵抗闘争・抗議行動といった全国闘争は指令されず、該当支部の大衆行動にとどめられた。口々に政策対置もできないのに「政策対置と雇用維持あたる」とし、反合理化の抵抗思想だけ抜かれた。

職場闘争は、組織が増えないのは企一・一号があるからだ、という右派からのゆさぶりのなかで「見直し」と称して、訓練・レク・目管・朝礼・学研・胸章・表彰などの対処が各機関一斉にとりあげられている。この間の総括もなしにである。

郵政省はこれらを見きわめつつ、東北の一部に弾圧を集中し、東京鉄郵支部には胸章や主事主任会議で執拗に攻勢を加えている。

あとで述べるが、組織の総力をあげたとりくみに際しても組織のマイナス基調は変わつていいない。

われわれは一〇・二八にかんして再度認識の統一をしなければならない。

一〇・二八は決して「平和協定」を締結したものではないのである。第三三回全国大会議長確認における全通の基本路線堅持はあくまでも生き続けている。

だが全体的なひとつ流れのなかで、なしくずし的な路線転換がおこなわれている、「一〇・二二八」と「組織拡大」をかけ声に二二二三年はたたかわないんだという風潮が出ている。

われわれは、一〇・二八確認について、反マル生の長期闘争に一つの区切りをつけて局面打開をめざしたものと位置づけ、反マル生の基本戦略を継承し、労使関係改善、新団交ルールの活用、そして組織拡大を追求することと規定したものである。

しかし、一〇・二八にかんする右派の諸君の主張や郵政省のねらいは、労使協調―運命共同体思想の導入であり、要求は自肅し、職場闘争や実力行使を自制しよう、とするものである。

残念ながら全体の流れはこれをくいとめ、はね返す状況になつていよい。

日常的合理化でも、郵便局の廃止計画や速達配達の時間制限、集団受箱設置の強要、定期調整がなしくずし的に浸透しハドメがきかない。

郵便輸送部門の職場廃止についても不安は消えないものである。

郵便料金値上げ反対の全通としての行動は一体何がおこなわれたのか、第七六回中央委員会ではスローガンにも方針にも提起はなく、また討論もきかれてなかつた。

いま郵政省の個人年金構想にかんして全通はこれを積極的に打ち出し、郵政省との奇妙な共闘であたかも大蔵省や生保労連と対峙している感じである。

こうしたなかで、特別昇給制度がいとも簡単に導入されようとしている。

われわれ全通の運動の危険な流れにハダメをかけなければならない。

(3) 組織拡大について

こんにち全通内部では組織拡大が至上命題になつてゐる。なにもかもこの組織拡大に收れんされている、このことに異をはさむものがないようである。

それぞれの地本・地区ごとにアンバランスはあってもその総力を組織拡大にむけつつある点で現状認識は一致する。

組織拡大は卒直なところ十分な成果をあげていない、まだ全通の組織はトータル的に毎月マイナスを記録し目減りし続けている。

とはいゝこの組織拡大行動のなかで、一人の組合員を組織するのはこんなにたいへんなことかという認識が生まれ、組織拡大は組織づくりであるという、いわば労働運動の原点が見直されつつある。

しかしそれはそれとして、この組織拡大の論理にも一つの注意を喚起せざるを得ない。「数は力なり」という合言葉を一般的に否定するつもりはない。

この合言葉はやもすると、ツベコベ理屈をいわずとにかく組織は危機状態だからまず数を増やせ、数が増えれば力になるからという響きになる。これは一時的に、あるいは一面的には正当である。

この論理を全郵政との合併との関係でとらえたらどうなるだろうか、いま全通の内部で全郵政との合併を口にすることは禁句であり、組織内部でとうていうけいれられるものであるまい。

しかし「数は力なり」の論理からすれば全郵政との合併はありうるはずだ。

だからなんでも数をふやせばいい、という組織拡大論は基本的にはおかしいのである。例はよくないが、全電通の青年男子組合員の意識調査によると、支持政党なししが四九・八%で社党支持三六・九%を上まつており、自衛隊容認が強化論を含めて六六・二%も占めており、階級的労働者意識はだいぶ薄れているといえる。これらの労働者が選挙闘争に入つても社会黨の支持票をそんなに獲得できるものでない。全電通の組織率はほぼ一〇〇%である。しかしまざすべき運動論からみればそれは一〇〇%でない、といわざるを得ない。

数はかならずしも力でないものである。

われわれは少數精銳主義をいうのではなく、またいま全通全体でおこなつてゐる組織拡大運動に水をさすつもりでもない。

「数は力なり」と称して單純に組合員を増やすことばかり考へていると、とんでもないところに落し穴がある、ということである。組合員もそんなに増えないし運動は停滞する

ばかりである。

われわれは時間がかかるべくとも、労働者を簡単に裏切らない組合員、たたかうべきときには団結してたたかう労働者づくり、そうした組織拡大をめざすべきと考える。

いま卒直にいって「全郵政との合併問題」がみえかくれしている。

PTT-I 加盟をめぐる動向や公労協などでいっている八一春闘での「全官公」（全郵政などが加盟している）との共闘などが出ていている。これは労戦統一との関連で頭から否定すべきでないが、われわれはいま全郵政を論理的には認めていない。全郵政の個々の労働者をみればそのおされた条件も状況もわれわれとそう大差はない広い意味の労働者陣営の一員であろうが、全通の労働運動のなかで全郵政がどのような敵対行動を働いたか、またこんにち全郵政が右翼まがいの運動方針をかかげていることからも、とうてい全郵政を合併の対象とすることはできない。

こんにちの労戦統一の流れからみてもし合併するとすれば、全通の全郵政化となるのではないか。

いま全通の運動が「組織拡大」にすべて收れんされ、「組織拡大なくして発言権なし」などとなかばおどされて、本部への発言も封じられ、組織拡大のためと称して闘争を手控え、さらに郵政省と密着ばかりしているとなるか。

結局は全通の全郵政化でないか。

われわれはこの段階で絶対的にみえ、理屈抜きでやれといわれる「組織拡大」にしても、すべての運動をこれに收れんしてしまう路線についても警戒しなければならない。組織拡大運動も労働運動の一翼であり、たたかいと組織拡大は不離一体のものである。それが目的化して運動論が後退するなどは主客転倒である。

二、特昇制度について

① 特別昇給制度の今後のすすめ方

特昇制度の中央交渉は大詰めにきたようである。

去る十二月十三日の全国地本地区委員長会議に報告された中央交渉状況はあいまい模糊としていたが、今後のすすめかただけははつきり示された。すなわち――

十二月十五日 省が仲裁申請

一月中旬（十六～二十日頃） 仲裁提示

下旬 自主交渉で最後のツメ

〃 中執会議判断決定

〃 地本委員長・書記長会議

〃 臨時全国大会告示

二月上旬 地本毎に全専従者会議

二月下旬 臨時全国大会

三月一日 承認後、協約締結交渉に入る

という道筋である。

全通本部の提起は二月下旬に臨時大会を設定して相手側を追いこむ、としているが、中央交渉は実際のところ相当程度進展しており本部としてある判断をもちはじめたと推察される。

つまり特昇制度も大詰めをむかえる段階にきたということであり、全通百年の大計を誤らないために真剣なわれわれの対応が求められている。安易な流れのなかで導入されてしまうはないからである。

これまでの間、特昇制度にかかる交渉内容にかんして組織内部の討論はゼロに等しい。こんにちの労使間の最大のスジモノであるだけに、また全通を二分した路線論争の最大の焦点でもあつただけにはれものにさわるよう慎重な対応をしてきているからである。

同時に、特昇の中央交渉の経緯と内容がオープンにされないために論議の余地がない、ともいえる。

しかし「もはやあとがない」のが実態である。

徹底した組合民主主義にのつった討論の保障を求め、中央交渉の経緯と結果をすべて明らかにして判断を下さなければならない。

「よくわからないが、一〇・二八の経緯があるから全通本部を信頼してのむか、のまないいか、だ」といった大雑把なとらえかたをしている地本や地区がみられる。

ここでも「一〇・二八」や「組織拡大」が超法規的なハバをきかせ、特昇をのみこんでしまう怖れがある。

決してそれを許してはならない。

② 特昇制度についての三つの問題点

特昇問題の討論に際してはその前段に三つの問題点がある。

第一は、特昇制度についていままでも現在もその制度の導入を全通として肯定していないことである。あくまでも一〇・二八確認とのかわりにおいて存在する。すなわち「労使関係改善」という絶対的的前提条件のうえにあるということである。

第二は、特昇制度は徹底した賃金上の差別制度である。過去の減額措置や特別措置とは比較にならないほど抜本的で全面的な差別制度である。かりに現在提起されている省の特昇制度にたいして点数制をその基本において認めた組合要求がすべて実現したとしても「差別」は残るのである。

第三は、「実損回復」とのしがらみである。一昨年の九月七日に事実上確認され、一〇・二八確認でも認知された特昇交渉の進展にあわせて年度毎に実損回復するということですでに、(1)特昇のテーブルについたとき、(2)調停申請のとき、そして現在(3)仲裁申請のときと三回にわたって過去の処分による昇給延伸の減号俸が復活されてきているのである。以上である。

③ われわれの主張点

現在中央交渉の内容は不明確であるが、これらをふまえつつ現段階の特昇制度導入にかんするわれわれの主張点は少なくとも次の六点である。

- (一) 郵政省は労使関係改善に一段と努力すること。
- ・人事と労務政策にかかる省側指導の大もとを改めさせること。全通敵視政策を改めさせる。

・過去の免職者、解雇者の復職に道をひらくこと。

・四・二八処分について解決すること。

(二) 特昇制度がかりに文言上合意されるとしても同時に徵戒処分・表彰制度・訓練入所にかんして労使間交渉にのせ、これまでのかんぬきを全面的に見直すこと。

(三) 所属長の裁量権は絶対反対である。われわれが、点数制導入を容認する立場をとる前提はガラス張り制度の考究であった。所属長の裁量権は増減点一点たりとも認めるわけにはいかない。

(三) 具体的内容のうち病休にかかる減点は、個々人の病気原因には公務上も公務外も複雑にからみあうものがあり、病休だからといって一律に減点するのはおかしい。

(五) 調整特昇のワクについてあらかじめ固定すべきでなく、ケースバイケースとすべきである。

(六) その他個別的には多くの問題があるが中央交渉や仲裁々定の到達点をみて判断すべき事項がある。

以上のうちとくに前段の三点はわれわれが強く解決を求める点である。

全林野でも国労などでも前段の三点こそが最大の課題であったことを忘れてはならない。

三、われわれのたたかいの展望

全通全体の運動の流れが、右に傾いているが、全体の政治・経済・労働運動の動向も大きく右傾化している。

とくに最近のいちじるしい特徴は公労協にたいするきびしい抑圧と懐柔の二面攻撃である。

たとえば、国労にたいして「一〇二億円のスト損害賠償請求訴訟」や「三五万人体制」の合理化攻撃であり、全林野には職場統廃合、雇用制度の見直し、特昇制度へのまきかえしがみられる。全電通にたいしてもカラ超金、「ヤミ」給与、労務対策費の不正使用などの暴露を通じ徐々にしめられてきている。

公労協攻撃の原点は、一九七八年六月に出された「公共企業体等基本問題会議意見書」とこれを検討したとして昨年六月に閣議報告された「公共企業体等基本問題会議意見書に関する検討結果報告書」にすべて提起されている。

「検討結果報告書」の抑制措置関係は、解雇・徵戒処分、損害賠償責任、賃金カット、刑事責任などが列挙され、ことごとに弾圧を強化せよという超反動の内容になつていて。当事者能力・給与関係では公労委に圧力を加えるものとなつており、経営形態関係では合理化推進のオンパレードである。

もちろんスト権を認めるなどかけらもみられない。

ただ、意見書本文において「公共企業体等労働問題懇話会」（労働組合十八名、使用者側十一名、学識経験者七名、合計三十六名で構成）を活用すべきであるとして、「労使のトップクラスが三公社五現業に関連する諸問題について話し合い、研究を通じ相互理解と共通認識を深めることが重要である……」と述べている。

民間のビッグユニオンについて「産労懇」を通じて、国際経済情勢やわが国の経済産業

構造の変化について労使が共通認識をもち、労使共調一連命共同体路線にくみこみ成功をおさめたことに味をしめて公労協丸がかえの懷柔をねらつてきているのであろう。

全通の十・二八確認も、少なくとも郵政省の認識はそこにある。

一九七八年六月、スト権の意見書をとりまとめた当時の中山伊知郎代表座長は記者会見で「労使関係が改善されればスト権は支えられる」とのべたが、逆にいえば政府や当局側はスト権があつてもストの打てない労使関係づくりにくみこもうとしているのではない。

労働基本権をきびしく抑圧し、職場闘争を封殺し、合理化に労働者を協力させる、という路線である。

階級的労働運動を追求する総評・公労協の主力にたいして激しい攻撃を加えている。この背景は、独占資本の矛盾と深まりがいつそう顕著になつてきたことによる。

この間の情勢の動きは余りに目まぐるしく、変転きわまりない。

財政危機の深まりと軍備増強、福祉のきりすと増税路線、エネルギー問題と安全性に疑問のある原発開発がそれである。

民社党も公明党も大きく右に傾いていることはまぎれもない事実である。

社会党内部ではこの時期に「八〇年代の展望と社会党の路線」が理論センターから提起をされ『日本における社会主義への道』が揺さぶられている。

百万党建設や新報日刊化がはかばかしく前進せず、逆に一齊に派閥が復活し、党的機関重視が形骸化しようとしている。

総評は八一春闘を目前にしてまた一步、同盟寄りになつたかのようである。

だが明るいきざしも少なくない。

社児元書記長の石橋さんの「非武装中立」論が爆発的に売れているといふ。

長年にわたつて左派結集を訴えてきた元総評事務局長岩井さんの「提言」も昨今とくに注目されるに至つてゐる。

もともと全通の一万人アンケートにあらわれた如く、職場生産点の労働者の意識はより健全なものである。

総評の賃金要求アンケートが七〇%回収されたということも、要求金額のなかに表わされた生活の苦しい実感にたたかうエネルギーはたぎつてゐる。

全体として階級的労働運動再構築の芽はのびてきたといえる。

われわれは特別な手だてを講ずる必要はない。

全通企一号・二号を高くかかげ職場で労働条件を点検し、たたかいに組織し、地域で地域の運動に参画し、自らの全通の運動に表わされた右傾化のまやかしや闘争放棄路線に強く反発するだけのことである。

全体の流れのなかで総評も社会党もだめだ、全通もおかしい、一〇・二八が悪いなどといつて、シラケたり、あきらめたりしたら一体だれが立ち上るのか。

いまこそ「ものわかりのよい態度」に訣別し、云うべきことは云い、やるべきことはやる構えにたち、当面する特別昇給導入に対するたたかいから反撃にたち上りたい。

主体的な闘争、組織づくりが左派の課題

— 社会党第四五回大会を傍聴して —

第四五回社会党大会の結果と今後の課題を、総合的に考えるにあたつて、まずははじめに、大会におけるいくつかの対立・論争点がどういう結論になつたかを、ふりかえつてみたい。次に、その討論の過程で現われた特徴的な事実をあげてみたい。

強気の右派、だが押し切る力はなし

①書記長人事は初日に結着

いちばん先に結論がでたのは、書記長人事であった。大会前に下平氏をはじめ、何人の候補者名があがり、とくに旧佐々木派が多賀谷・下平の交代を强行しようとした。しかし、飛鳥田委員長を先頭に、派閥的な人事を排する声が強く、ゴリ押しは阻止された。第一日目に書記長の出身の福岡県本部が「留任支持」を決めて、早くもカタがついてしまった。

②社会主義理論センター中間報告は下部討論に

社会党の進路を決める理論センターの中間報告「八〇年代の内外情勢の展望と日本社会の路線」は、予定どおり、今後の中執委、及び下部討論に結着をゆだねることになった。その際「いわゆる『新々中期路線』の策定とするのか、または『道』の改定にはいるのかについては、討議集約の段階で、中央執行委員会で決定して、次期大会に提出する」（運動方針小委員会報告）とされた。また同報告のなかには「綱領的な文書は軽がるしく変更されるべきではない。もしやるのであれば、大会代議員の三分の二以上といわば、全党員の賛同で行なわれることが望ましい」という、勝間田理論センター所長の発言もあわせて確認されている。

③運動方針案はそのまま承認

運動方針のなかで、社公政権協定や集団入党に期待をよせる百万党構想など、決定のときから批判が多く、しかも一年間の実践において重大な矛盾がでている問題があつた。それに言及する発言も少なくはなかつたが、大会の焦点が別のこところにあつたので、そのまま承認された。

④新報日刊化と百万党建設は車の両輪のはずだが

日刊化計画を軸とする『新報』については、大会前には、右派が方針変更をせまり、そのことによって左派の中心の一人である山本機関紙局長のひき下しをはかるのではないかとの危惧があつた。しかし、右派の側も今大会では対決を望まなかつたらしく、そこまで踏み込んではこなかつた。ただし、多くの県本部から「百万党と新報日刊化は車の両輪」とする発言があつたのに、森永組織局長は「車の両輪というのはそのとおりだが、いずれか一点に集中しないと成果があがらない……全県で倍加が達成されるまで現行方針で」の答弁をおこない、「百万党構想優先」の態度をはつきりとうちだした。

(5) 青年対策には問題点

青年対策についても、多くの発言が「青少年局の非民主的運営」「『支持団体のあり方を検討』の削除」を求めたのに、青少年局長は抽象的な答弁で体をかわした。「支持団体のあり方の検討は……組織局と相談しながら青少年局の責任で検討したい」「党内の合意を得る努力を続けたい」など。そして、とるにたらぬ組織しかない全国協、全青連（新左翼くずれがかなり入っている）と社青同とを並列化して扱うという方針を、また一步拡大してしまった。

(6) 労働運動の方針が欠除

論争になつたわけではなかつたが、国鉄再建合理化、二〇二億損害賠償訴訟をめぐる発言も注目をあびた。ほんとうは、こういう労働運動の重大事については、執行部からしかるべき方針提起があり、大会場でそれが補強されるという形をとるべきなのだが、現在の社会党においては、労働運動の方針は年々影が薄くなっているのである。

逆に、選挙法改悪（機関紙宣伝カーの規制など）のなかで公官費用をふやしてもらうとか、党費収入が減つても資料販売会や議員の立法調査費をふやせばいいとか、大衆に依拠しない方向での対処は、具体的にだされている。

どれもこれからが勝負

以上にのべたように、大会での重要な問題はおおむね、主流を占める右派が、一步だけ既成事実化をすすめながら、結論は次回の大会で、ということになった。右派は、それ以上の対決を避けた。というのは、右派（旧佐々木派、江田派、新しい流れの会、等々）だけでは代議員の過半数に達しなかつたからである。古い議員が多く、また総評を後備としているので、主流の地位はゆるがないが、県本部、総支部段階では多数派ではないからである。

左派のほうも、かなり幅広く結集しても、過半数には及ばなかつた。議員、支持団体のなかできわめて少数であつたからである。そして左派のなかでも、決着は次回で、という構えであつたので、あまり鋭い対決はいどまなかつた。理論センター報告をめぐる討論でも、発言数は圧倒的に多かつたが、「党内世論」を配慮して、やや控え目な姿勢が目についた。

その点、数は少なかつたが、右派のほうがずっと開き直つたような、強気の発言をしていた。「綱領は社会民主主義の基本を定めており……綱領を現代的に発展させることこそ大切」（高田・埼玉）、「ソ連、東欧は社会主義だという前提で書かれているが、国家資本主義ではないか」（吉井・大阪）、また青年対策についても「社青同に年間六百万円の補助金が支払われているのは納得できない。その凍結を求めたい」（加藤・愛知）など。これららの発言は、理論的に高いとはいはず、運動の実績をふまえてもいないので、きわめて露骨に右派の意志を語つたために、印象的ではあった。

また、旧三月会に属さぬ人々のなかから、阿部（新潟）、渡部（福島）、八鍬（動労）などの諸代議員が、理論センター報告に明確な批判を行ない、注目された。社会党の社会民主主義化をもくろむ右派の策動があまりに党の伝統と多数の意見に反するものだけに、

それにたいする反発も顕在化しはじめたといえるだろう。

最後に、『道』『新中期路線』『国民統一綱領』の作成に中心的な役割を果たし、そして現在の『中間報告』をまとめた責任者になっている勝間田理論センター所長の答弁はどうであつたか。さきに引用したように、「軽がるしく変更さるべきでない」との言明は、期待どおりであつた。しかし、具体的な論点について答える場合には、「原理的な考え方から一步突っ込んで、現実の動きをよく見てほしい。NATO内部の変化、米国と中国の提携……」というように、あのおそまつな『中間報告』をけん命に擁護してしまった。所長という立場上、やむをえない面もあるだろうが、これまでの功績が大きいだけに、全国の党員をがかりさせてしまった。

反撃の条件は何か

この大会のあと、どういう展開になるのか。第一に重視しなければならないのは、右派はこれからも先手をとつて右傾化を急ぐ、ということである。「次の大会で決着」というのは、機関での決定が一年後ということであつて、『勝負』はその以前にてしまう。この点を見誤らないことが、肝心である。大会になれば今回と同様に、右派は必ずしも優位とはいえない。だが、全国の下部組織から遠く離れた「中央」においては、圧倒的な優勢である。それがわからぬほど、彼らは鈍感ではない。

すでに一月には県本書記長会議を開き、そこまでに中執の案をまとめ、そのあとにプロック、県での討論集会を予定している、とのことである。その一連の会議のなかで、また一步、既成事実を積み重ねようとしてくるであろう。この際われわれは「下部では多数派だ」と安心しているわけにはゆかない。

かつて百万党構想についても、全国的に下部討論がおこなわれた。そして、大多数の県本部で、「党員の任務をあいまいにした、水ぶくれ的な拡大では党強化にならない」との批判が大勢を占めていた。だがその声はほとんど中執には反映されずに、方針が決められた。その方針にそつて最初に党員強化（ほとんど大阪交通や電通からの大量入党で）を行った大阪府本部では、退職・配転のたびに党籍が不明になるなど、早くも弱味がはじめているようである。にもかかわらず、そうした問題点は少しも中央の方針に反映しない。右派というのは、党組織を本当に信頼していないし、そこに依拠してたたかおうともしていないから、平気でこういう運営をするのである。「民主的な社会主義」を口にはするが、自らの組織運営には民主主義を忘れているのである。そうしなければ、彼らは勝てないからである。

飛鳥田委員長や勝間田理論センター所長は『新々中期路線』にまとめて、綱領、『道』をめぐる激突を回避させようとしている、といわれる。この二人の立場は、そうかもしれない。しかし左派の側が今からそんなことをめざしていたら、とんでもないことになる。右派陣営はすでにかなり決意を固めているから、押し切られてしまうだろう。またもし『新々中期路線』という形に収めたとしても、その内容がどういうものになるかによつて、その性格はまったく異つてくる。階級闘争否定、すなわち、反独占・反帝国主義ぬきの社会民主主義路線を基調とする現在の『中間報告』の内容がそのまま入れば、実質上は明確

な路線変更になつてしまふ。また、「非武装・中立」が言葉のうえで入つても、たんにそれが“理念”としての確認におわり、安保条約破棄、自衛隊解体の方針が後退すれば、基本路線を守つたことにならぬのである。科学的・社会主義の理論を積極的に主張し、正面から論争をうけてたつ構え、それを組織的、大衆的に実行する取り組みが、急がれなければならない。

『新報』日刊化、党建設、青対方針の変更（最終的には社青同切り捨てをめざすが、当面は二つの小集団との“並列化”へ）などについても、同様である。われわれが、防衛にきゅうきゅうとするのではなく、運動の実績をつくりながら、その正しさを堂々と訴えてゆくなかでこそ、説得力のある論争を展開することができる。

右派の側は、開き直つて強気に攻めているとはい、確固とした信念があつてそうしているのではない。すでに実践的な破綻も明らかになつておらず、むしろ、早く路線を固めてしまわないと崩れるという危機感に駆りたてられているのである。社公民路線の政権構想が展望のないことも明らかだし、さきにのべたように百万党構想にもとづく、組織水増しもボロがではじめている。彼らがもつとも頼りにしている労働戦線の右翼的再編成も、労働者に不信をうつけるばかりで、力にはなり難いとの見通しが強い。これ以上、首切り合理化・生産性向上と物価高が統けば、そして、自民党の政治反動、軍備増強がさらに強行されれば、労働組合内の右派幹部への不満がさらには表面化してしまうであろう。だから右派は、勝負を怠いでいるのである。この現状を見誤ることなく、強力な反撃にでるべきである。そうしないと、左派も含めて、労働運動の総体が労働者の支持を失ない、衰退してしまいかねないのである。

主体的な闘争、組織づくりに全力を

以上の条件を考慮しつつ、主体的・積極的な科学的・社会主義の党建設と党内論争の遂行をとおして、党的右傾化阻止・『道』改悪策動を打ち破るために、全力をあげなければならぬ。そのための具体的な方法については、党的各級組織のなかで討論・決定されてゆくだろうが、そのなかで、次の二点については、どこでも重視されるべきであろう。

第一に、党的各級機関での討論を堅実に積みあげてゆくことである。同じ意見の者だけが、何らかの形で集つて討論しても、それだけでは、論争をおこすことにはならない。種々の困難はあるが、公式の機関のなかで、討論を組織しなければならない。力足らずに、抑えられるところや、やむをえぬ妥協をするところがあつても、それはいたしかたないとである。一人だけで階級闘争をするのではなく、全国の党員がそれぞれの条件のなかで最大限に努力し、その総合力が階級的な力になるからである。

そのためには、われわれ自身の理論武装の強化になおいっそう力を入れることが重要であるのは、いうまでもない。学習しなければ、いくら正しい理論も、説得力に欠け、影響力をもてない。謙虚な学習を積み重ねることが、勝利への近道である。

第一には、八一国民春闘、反合理化闘争をはじめとする大衆闘争との結合である。国労・労働の反合理化闘争、金大中救出をめざす緊急行動など、いままでにかなりの盛り上がりを示している。強力な指導性が發揮されていないために、政府・独占がたじろぐような高

賃金アンケート調査は大きな成果

— 総評中央賃金討論集会報告(上) —

大衆討議は組合の命

八〇春闘は労働者階級の不興をかった。要求が低額であつたばかりでない。大衆討議がいつさいなされなかつたことによる。これは当然のことであつた。

労働者の政治意識、階級的自覺の向上は討論し、足を使い、創意工夫を凝らすなかに生まれる。独習、グループ学習、大衆学習会、労働講座等の学習は、創意工夫を自然発生性にまかせるだけでなく、目的意識性に富んだものとする。行動と学習は有機的に結合され、理論と実践は弁証法的に統一される。こうして、個々の日常闘争は迫力あるものに高められ、要求は最高度に社会主義的なものとなる。

組合員一人ひとりが自主的、自發的に資本とたたかい、たたかうために学び、討論し、自己の要求を貫徹してゆくところに、仲間意識、相互信頼が育（はぐく）まれる。ここに組合の団結力、闘争力の根本がある。個々の組合員の自覺の向上、組合の団結力の高まりはその度合いに応じて労働組合の階級意識を高度なものとする。

したがって、指導部は「機関決定を守れ」とお説教することではなく、機関決定までの道程にできるかぎり多くの組合員を結集し、動員し、はげしい討論を組織しなければならないのである。これが組合民主主義である。組合民主主義が忘れ去られるとき、組織は動脈硬化症をおこす。官僚主義が生まれる。「進歩的」「大衆的」「官僚主義を声高に否定する」手合いで、なんどこの類の多いことが、労働運動の再生がはかられねばならぬやうである。

巨大な一步がふみだされた

労働運動の再生は数年の歳月を経て、今ようやくその巨歩を踏み出そうとしている。独立資本への大衆的憤激が、労働者の政治意識の向上を妨げている指導のあり方を鋭く問い合わせ始めたからである。昨春闘の「八〇統一要求」への鋭い批判がそれである。総評をはじめ総評傘下の組合員は昨年の組合大会で「労働組合の原点は職場労働者に依拠、信頼し、組合員の経済的利益を徹頭徹尾擁護し、拡大することではないか。そのなかで労働組合の政治意識は高まり、闘争力を強化される。したがって、職場闘争、大衆闘争の高揚に全効力をあげよう」と強力に主張した。総評の右寄り路線に重大な軌道修正が施された。ついに、総評レベルで賃金アンケート調査の実施を総評指導部が約束したことである。第六〇回総評大会で富塚事務局長はこう集約した。

「この三日間の議論で八〇%要求の立て方の問題について議論がありましたが、いろいろな問題点を十分謙虚に受けとめて、来年からの方針を考えたい。とりあえず八一年春闘では、全組合員の要求調査をしてみたい。総評として統一要求基準設定についての考え方なり、あるいは具体的な要求額の決め方など、そして闘う態勢の確立というものを一体的なものにして、年末には徹底的な討論を各組合、各地方の皆さんとともにしてみたい」（『月刊総評』、八〇年九月、大会特集号）。

当初、この発言に肩に唾した人も多かつた。「ほんとうにヤル気なんだろうか」と。だが、大衆の怒りは何にも勝つた！

やればできる！

この集約どおり、総評は十月中旬から約一ヶ月間、賃金アンケート調査をおこなつた。

四五単産、四六地県評に三三九万枚が配布され、うち調査対象枚数一五九万枚中、約七割の百十一万枚が回収された。総評結成以来最大規模の調査は見事に実現されたのである。このことは、総評が組織の総力をあげてやる気になれば、どんな困難も克服できることを示している。質問項目は①生活課題、②賃金要求、③制度・政策要求の三項目から成つており、全体集計結果は次号別表（第一～第三）どおりである。

アンケート調査の使い方は不十分

アンケート調査後の労働者階級の課題は何か。個々の労働者の意識の成長、総評の団結力、闘争力強化に、このアンケート調査結果を資することである。

総評はアンケート調査にもとづく「八春闘の賃金要求のあり方」を討論すべく、八〇年十二月十一～二日、「総評中央賃金討論集会」を開いた。単産、地県評、関係者二五〇名が集まつた。

富塚事務局長提案の「賃金闘争に関する提案」の第一、「調査運動を出発点に」でこう述べられている。

「総評は来る八国民春闘で、職場の一人ひとりの闘う意欲を結集して運動をすすめていこうという意図にもとづいて、すべての労働者とその家族のかかえている様々な生活課題を探り、それに根ざした賃金要求や制度・政策要求についての率直な意見を調査する運動に取り組んだ。

こうした調査の必要性を痛感したのは昨年の八〇年春闘の賃金要求を決定するにあたつて、大衆の徹底した論議がかならずしも十分でなく、中央レベルの労働組合間の話し合いが先行してしまつたことにに対する反省からである。

したがつてこの調査の目的は単に労働者個人個人の生活の実態や、要求政策への意志を量的に集計してみようという点にあるだけでなく、全労働者がこの調査に参加し取り組むことで、八一年春闘のあり方を方向づけて行くという調査運動としての意味づけが重要なのである。

（討議要項、二頁）

ここには原則的に正しくアンケート調査の生かし方が説かれている。だが、問題はこの視点が富塚提案を首尾一貫しているかいなかである。はなはだ疑問であったことをまず述べておかねばならぬ。この提起に忠実であるならば、集会参加者はここではじめてアンケート調査結果を目にしてゐるのであるから、この参加者によつてまず討論の火づタが切られ、それらの意見にもとづいて討議資料はさらに豊富化され、総評独自の賃金要求を決めるべく、職場討議に付されなければならないからである。しかし、その作業はおこなわれずして集会は終わった。「一〇%、二万円がミニマム、これで月末まで討議し、二月の臨時大会で正式決定したい」と拙速に集約された。提案とは別に労働四団体間の「統一基準設定」が「先行」されたからであり、富塚提案は、冒頭のこの基調と首尾一貫するものではなかつた。つまり、思想的には昨年より後退していたからである。

以下、集会での論議を紹介し、富塚提案の根本的矛盾と克服への方策について関説したい。

（つづく）

定価改訂のお知らせ

『旬間社会通信』は一九七七年十一月の創刊以来、月決め三〇〇円（半年分一八〇〇円、年間三六〇〇円・郵送費含）で皆さまのお手元にお届けすることができました。ひとえに読者の皆さまのご支援、ご協力のたまものと心から感謝申し上げるしだいです。

しかし、この間、消費者物価上昇率は約二〇%にもおよんでおりましたし、とりわけ印刷物にもっとも大きな比重を占める紙代、印刷代の物価上昇率は、消費者物価上昇率をはるかに上回るスピードで進んでおります。社会通信社では、これまで現状の価格でお手元にお届けしたいと、内部努力と『通信』の拡大にとりこんでまいりました。その結果、三年有余にわたり月決め三〇〇円の価格を維持することができました。

ところが、読者の皆さまもよくご存じのとおり、昨今、物価の騰勢はさらにいちじるしいものとなっております。そして一九八一年一月二十日から、郵便料金が大幅に値上げされることは、政府・独占の政策として国会で一方的に決められてしましました。ハガキ、封書はいうに及ばず、現在、皆さまのお手元に一部一五円でお届けしている第三種郵便物の料金が一挙に一〇円アップの二五円となりました。これだけをとりましても月間三〇円の負担増となりました。

社会通信社ではこれまで様ざまな努力を通じ価格維持に努力してまいりましたが、郵便料の値上げによって、月決め三〇〇円でお届けすることはきわめて困難になりました。

そこでたいへん不本意ではございますが、郵便料金が値上げされます八一年一月から、月決め四〇〇円（半年二四〇〇円、年間四八〇〇円・郵送料含）に定価を改訂させていただきます。なにとぞご了承たまわりますようお願い申し上げます。

なお、定価改訂にかかるとり扱い規程を次のように定めさせていただきます。

①すでに前納金をお支払いいただいている方については、八一年六月までのぶんにつき、現状の価格でお送りします。

またすでに一年分以上前納されている方につきましては、八一年六月までは現状の価格、五月以降につきましては四〇〇円とさせていただきます。

②これから誌代をお納めいただく方につきましては、現在、請求書を発送中でございますが、やはり半年分にかぎり現状の価格でお送りいたします。その場合、一二月末日までに必ずご送金ください。

③一月以降、請求書をおだしする方につきましては、一月から八一年一月までは月額三〇〇円、二月以降四〇〇円で送付させていただきます。なお、一二月末日までに前納される方については②の規程を適応させていただきます。

④半年分以上前納につきましては、郵便料金の値上げという特殊な事情にありますので、①の規定を適応させていただきますよう、心からお願い申し上げます。

以上、たいへん勝手ではございますが、なにとぞご了承くださいますようお願い申し上げます。誌面の充実、改善に全力を尽くします。あわせて、読者の皆さまのご健康とご活躍を心からお祈り申し上げます。